



第 96 号

長野 浩三
KCCN 理事・事務局
弁護士

ついに携帯電話の解約料が完全になくなった！

みなさん、我々KCCNが携帯電話の2年縛りの解約料条項を不当条項（消費者契約法9条1号、10条で無効との主張）として大手キャリアに対し差止請求し、KCCNとは別に弁護士が個別被害者の依頼を受けて、大手キャリアに対し返金請求した事件を覚えていますか？

KDDI相手の訴訟の1審では、この条項の使用差止が認められるという画期的判決を獲得しました（京都地判平成24年7月19日判例時報2158号95頁・金融・商事判例1402号55頁）。

https://k-tai.watch.impress.co.jp/docs/news/547872.html?fbclid=IwAR1E66Jo3qVK2gNYWJ9quCFemyHqWfP5k3JuV-G1Hm_K1e8QSHblEiSDGsA

しかし、他の訴訟及びKDDIの上訴審では差止請求は退けられ、最終的に最高裁はKCCNの上告受理申立を不受理とし、KCCNの差止請求は結論的には認められませんでした。これらの条項の不当性は明らかでしたが、大手キャリアの条項を不当と判断することに裁判所がびびって躊躇しているという感でした。

これにつき、2019年10月1日に電気通信事業法が改正され、携帯電話・スマートフォン向けの定期契約は二年まで、中途解約に伴う解除料金上限を1,000円とされました。我々が主張してきた上記縛りの不当性がやっと公に認められ、消費者の利益が図られることになりました。本来は裁判所がこの明らかな不当性を指摘し、差し止めるべきでしたが、数年経ってやっと時代が我々の感覚に追いついてきたというところでしょうか。

その後も2019年法改正前の契約については原則10,450円の解約料が請求され、同法改正後の契約では原則1,100円の解約料が請求されていましたが、これらの解約料については、ドコモでは2021年10月1日から、ソフトバンクは2022年2月1日から、KDDIは同年4月1日から、それぞれ廃止され、ついにこの4月で完全に縛りは無くなりました。

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC236TF0T21C21A2000000/#:~:text=KDDI%E3%81%AF23%E6%97%A5%E3%80%81%E6%B6%88%E8%B2%BB,%E3%82%92%E8%AB%8B%E6%B1%82%E3%81%97%E3%81%A6%E3%81%84%E3%81%9F%E3%80%82>

次のページへつづく

上記訴訟で数年間取り組んだ不当な解約料が時代の要請により無くなったのは感慨深いです。繰り返しになりますが、この解約料の不当性は明らかだったのですから、裁判所が解約料条項を差し止めるべきでした。

KCCNでは今後も時代の最先端の感覚で、消費者の権利・利益を害する事業者の活動について鋭く指摘し、対象となるものについては差止請求していきます。みなさんのご支援、ご協力を引き続きお願いします。

以上

(2022年4月)